

第 6 章 商標登録異議申立

小 目 次

第 1 節	商標登録異議申立制度の概要	1 3 9
第 2 節	登録異議の申立ての理由	1 4 1
第 3 節	審理の範囲	1 4 2
第 4 節	審理機関	1 4 2
第 5 節	審理の併合又は分離	1 4 2
第 6 節	書面審理	1 4 3
第 7 節	取消理由の通知	1 4 3
第 8 節	証拠調べ及び審尋	1 4 4
第 9 節	意見書の提出	1 4 4
第10節	登録異議の申立てについての決定	1 4 4
第11節	登録異議の申立てについての決定に対する不服の申立て	1 4 5
第12節	登録異議の申立てと無効審判	1 4 5
第13節	登録異議の申立てと取消審判	1 4 5
第14節	登録異議の申立ての手続	1 4 6
第15節	商標登録異議申立書の書き方	1 4 8
第16節	「申立ての理由」について	1 5 1
第17節	「申立ての理由」の具体例	1 5 3

第1節 商標登録異議申立制度の概要

(1) 商標登録異議申立制度の概要

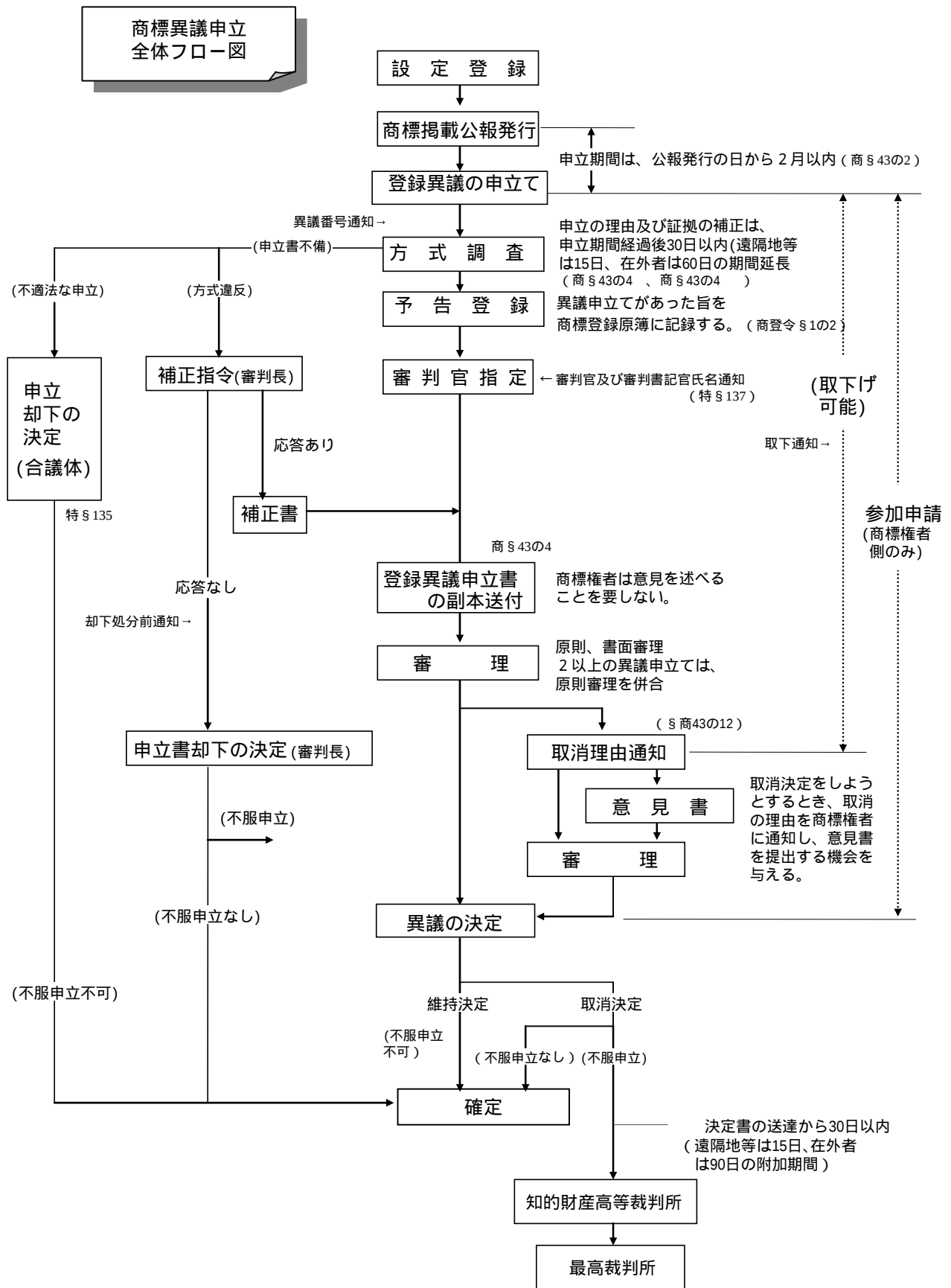
商標権付与後の登録異議申立制度（以後、「登録異議申立制度」という。）は、商標の早期権利付与を促進するため、商標権付与前の登録異議申立制度を廃止する一方で商標権の設定登録後の一定期間に限り広く第三者にその取り消しを求める機会を与え、登録異議の申立てがあったときは特許庁自ら登録処分の適否を審理し、瑕疵ある場合にはその是正を図ることにより、登録に対する信頼性を高めるという公益的な目的を達成するため導入された制度です。

また、登録異議申立制度は、当事者間の具体的紛争の解決を主たる目的とするものではないことから、その申立てについては、具体的な利害関係を有する者に限ることなく、広く何人に対しても認めることとしています。

(2) 適用対象

平成9年4月1日（改正商標法施行日）以降現に特許庁に係属している商標登録出願（防護標章登録出願を含む）であって、平成9年3月31日までに出願公告決定の謄本の送達されていないものをその適用対象とします（平成8年法附則第6条）。

(3) 登録異議申立制度の手続概要（手続フロー図）



第2節 登録異議の申立ての理由

登録異議の申立ての理由は、商標法第43条の2各号に列挙されているものに限られ、これ以外のものを理由として商標登録を取り消すことについて申立をすることはできません。申立理由（参照条文）は、以下のとおりです。
参考として無効理由、拒絶理由との比較を掲載します。

登録異議申立理由、拒絶理由、無効理由比較表

申立理由、拒絶理由、無効理由となるときは、○で表示。

申立理由、拒絶理由、無効理由とならないときは、×で表示。

理 由 \ 制 度 等	付与後異議 (第43条の2)	拒 絶 (第15条)	無 効 (第46条)
商標登録要件違反 (第3条)	○	○	○
不登録事由違反 (第4条第1項)	○	○	○
先願違反 (第8条第1項, 第2項, 第5項)	○	○ (1項を除く)	○
登録取消における再登録禁止違反 (第51条第2項, 第52条の2第2項, 第53条第2項)	○	○	○
外国人の権利享有違反 (第77条第3項で準用する特許法 第25条)	○	○	○
条約違反 (第43条の2第2号)	○	○	○
一商標一出願 (第6条第1項, 第2項)	×	○	×
無権利者登録 (第46条第1項第3号)	×	×	○
後発的事由 (第46条第1項第4号, 第5号)	×	×	○
防護標章登録要件違反 (第64条)	(68条4項で読み替えて準用する43条の2) ○	(68条2項で読み替えて準用する15条) ○	(68条4項で読み替えて準用する46条) ○

第3節 審理の範囲

(1) 審理の対象

審理の対象は、登録異議の申立てがなされた指定商品及び指定役務に限られます（商§43の9）。

同一の商標権に係る複数の登録異議の申立てについて、併合審理がなされているときは、併合された登録異議の申立てにより申し立てられた指定商品及び指定役務はすべて審理の対象となります。

(2) 職権による審理

登録異議の申立てについての審理は、特許庁による審査を経た後に、異議申立てを待って審理するものですから、基本的には、登録異議申立人が申し立てている理由、提示された証拠に基づいて審理が行われます。

しかし、登録異議の申立てについての審理においては、登録異議申立人が申し立てない理由についても職権で審理されることがあります（商§43の9）。

例えば、申立ての理由で商標法第4条第1項11号に該当すると主張した場合でも、提出された証拠等によっては、同法第4条第1項15号に該当するとして取消理由の通知、登録取消の決定をすることがあります。

第4節 審理機関

登録異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官で構成される合議体により行われます（商§43の3）。

合議体の合議によって申立ては審理され、合議は、過半数によって決せられます（商§43の5→商§56→特§136）。

第5節 審理の併合又は分離

(1) 審理の併合の原則

同一の商標権に係る複数の登録異議の申立てが適法になされた場合には、各登録異議の申立てに係る指定商品又は指定役務、申立ての理由・証拠が異なっても、原則としてこれらの審理は併合されます（商§43の10）。

審理が併合されると、その後の取消理由通知、意見書提出、登録異議の申立てについての決定等の手続は一つで行われます。

(2) 審理の併合に関する手続

原則として審理を併合することから、審理を併合して行う旨の通知は行われません。

一部の登録異議の申立てを併合しないで本案審理を行う場合には、その旨が商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知されます。

(3) 審理の分離

同一の商標権に係る複数の登録異議の申立てについて併合して審理した結果、併合審理を続行することが審理の手続きを複雑化させ、その進行を困難にさせると審判長が判断した場合には、審理は分離されます（商 § 43 の10 ）。

審理が分離された登録異議の申立ては、それぞれ別の手続で審理され決定されます。審理が分離されるまでに提出された書面等は、当事者双方の手続に共通の効力を有します。

第6節 書面審理

登録異議申立制度は、審判長による取消理由通知及びこれに対する意見書等の提出を基本とした書面審理を原則とし、例外として口頭審理によることが規定されています（商 § 43 の6 ）。

商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立て又は職権により口頭審理によるものとするときは、商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知されます。

第7節 取消理由の通知

登録異議の申立てがあったときは、登録異議申立書副本が商標権者に送付されます（商 § 43 の4 ）。

上記送付の後、審判長は、商標登録を取り消すべき旨の決定をしようとするときは、商標権者に取消理由を通知し、意見書提出の機会を与えます（商 § 43 の12 ）。

したがって、商標権者は、取消理由の通知を待ってその取消理由に対して意見を述べればよく、登録異議申立書副本が送付されたときに申立の理由に対して意見を述べる必要はありません。

すべての登録異議の申立ての理由及び証拠が検討された結果、取消理由がないと判断された場合には、商標登録を維持すべき旨の決定が行われます。（→「第10節 登録異議の申立てについての決定」）。

検討の結果、取消理由があると判断された場合には、その取消理由（取消理由が複数ある場合は原則としてそのすべて）が取消理由通知として通知されます。

登録異議の申立てに係る指定商品又は指定役務中の一部の指定商品又は指定役務について取消理由があるときは、その取消理由のある指定商品又は指定役務を明示して取消理由が通知されます。

第8節 証拠調べ及び審尋

(1) 証拠調べ

登録異議申立人等の証拠調べの申立又は職権により、証拠調べが行われることがあります。証拠調べにより得られた証拠資料に基づいて、商標登録を取り消すべきと判断されるに至った場合には、商標権者に取消理由が通知され、意見書を提出する機会が与えられます（商§43 → 商§56 → 特§150、特§151）。

(2) 審尋

合議体がその判断を適切に行うために、商標権者又は登録異議申立人等に意見等を求める必要があると判断された場合には、審尋が行われますので、審尋の送付を受けた者は、意見書等を提出して、自らの主張を明確にします（商§43の14 → 商§56 → 特§134）。

第9節 意見書の提出

(1) 意見書

商標権者は、取消理由が通知されたときは、取消理由通知で指定された期間内（通常、内国40日、在外者3月）に意見書を提出することができます。

(2) 意見書の副本提出

意見書を提出するときは、登録異議申立人に送付するために必要な数の副本及び審理用の副本を1通提出しなければなりません。

第10節 登録異議の申立てについての決定

登録異議の申立てについての決定には、不適法な登録異議の申立てに対する「登録異議の申立てについての決定」による却下（商§43の14→商§56 → 特§133、§135）、及び本案審理を経た「登録異議の申立てについての決定」（商§43の3）があります。

(1) 登録異議の申立てについての決定

登録維持決定

登録異議申立書で提示された異議申立人の主張や証拠をすべて考慮しても登録を取り消すべき理由がないと判断されたとき、あるいは、取消理由通知に対する商標権者等の応答（意見書の提出）によって、通知した取消理由により登録を取り消すことが適切ではないと判断されたときは、登録維持の決定がなされます。

取消決定

取消理由通知に対して提出された意見書を参酌しても依然として取消理由により商標登録を取り消すべきと判断されたときには、商標登録の取消決定がなされます。

(2) 登録異議の申立てについての決定の手続

複数の登録異議の申立てがなされている場合

同一の商標権に係る複数の登録異議の申立てがなされている場合には、原則として審理を併合して行うことから、登録を取り消すか、登録を維持するかのいずれかの判断の内容を、一つの決定書に記載します。

登録異議の申立てが複数の指定商品又は指定役務に対し申し立てられている場合

登録異議の申立てがなされている指定商品又は指定役務中の一部の指定商品又は指定役務についてのみ取消理由があるときは、その指定商品又は指定役務について登録取消の決定をし、その他の指定商品又は指定役務について登録維持の決定を一つの決定書に記載します。

(3) 取消決定の効果

取消決定が確定したときは、その商標権は、初めから存在しなかったものとみなされます（商 § 43の3）。

第 1 1 節 登録異議の申立てについての決定に対する不服の申立て

登録異議の申立ての審理の結果、取消決定を受けた権利者等は、東京高等裁判所に出訴することができます（商 § 63）。なお、異議申立人は、登録維持の決定に対する不服申立はできません（商 § 43の3）。

第 1 2 節 登録異議の申立てと無効審判

- (1) 無効審判と登録異議の申立てが同時に係属した場合には、原則として無効審判の審理を優先します。
- (2) 無効審判の審理に際し、登録異議の申立ての手続きが既に進行しており登録異議の申立てが早期に結論できる等、合議体が適切と認める場合は、登録異議の申立てを優先して審理します。

第 1 3 節 登録異議の申立てと取消審判

- (1) 登録異議の申立てと取消審判の同時係属

登録異議の申立てが係属している場合であっても、商標権者若しくは専用使用権者又は通常使用権者による不正使用による取消審判（商 § 51、§ 53）、類

似商標の分離移転に係る登録商標の混同による取消審判（商§52の2）又は代理人・代表者による商標登録の取消審判（商§53の2）の請求はできます。

（2）登録異議の申立てと取消審判とが同時係属した場合の審理

同じ商標登録についての登録異議の申立てと取消審判とが同時に係属した場合には、登録異議の申立てによる取消の確定決定と上記取消審判による取消の確定審決とでは商標権の消滅時期が異なることから、原則として登録異議の申立てについての審理を優先します。

第14節 登録異議の申立ての手続

（1）登録異議の申立て

何人も、商標掲載公報の発行の日から2月以内に限り、登録異議の申立てをすることができます。

登録異議の申立ては、商標登録が申立理由（商§43の2各号）のいずれかに該当することを理由としてその取消しを求めるもので、指定商品又は指定役務ごとにすることができます（商§43の2）。

（2）登録異議申立書

商標登録について登録異議の申立てをする者は、次の事項を記載した登録異議申立書を特許庁長官に提出します（商§43の4）。

- 一 登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 登録異議の申立てに係る商標登録の表示
- 三 登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

このとき、登録異議申立書及び添付書類については、相手方（権利者）の数に応じた副本及び審理用副本1通を提出します。

登録異議申立書は、商標法施行規則第12条で定める様式13により作成してください。

登録異議申立書の作成 → 「第15節 商標登録異議申立書の書き方」及び「第16節「申立ての理由」について」を参照してください。

（3）登録異議申立書の補正

申立ての理由及び証拠の表示以外（商§43の4 一、二）の補正は、要旨を変更するものであってはなりません（商§43の4）。

要旨の変更と認められる例は次のとおりです。

- a．商標登録番号の変更、指定商品又は指定役務の変更、追加
- b．商標登録異議申立人の追加、削除、変更

申立ての理由及び証拠の表示（商 § 43 の 4 三）の補正は、登録異議申立期間経過後 30 日を経過するまでは、要旨を変更する補正であっても認められます（商 § 43 の 4 ただし書）。

遠隔又は交通不便の地にある者（異議申立人又はその代理人）については、上記の期間（30 日）に次の期間が付加（延長）される。

外国在住者 60 日

国内在住者であって遠隔又は交通不便の地（表参照）にある者 15 日

東京都	伊豆諸島・小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

補正の手続

登録異議申立書の補正は、手続補正書により行います。

手続補正書については、「第15節 商標登録異議申立書の書き方（8）手続補正書」の項を参照してください。

（4）登録異議申立（書）の欠陥と処分

補正命令と申立書却下

登録異議申立書の方式違反（記載事項の欠落、不明確等）、手数料不足・未納の場合は、審判長により補正命令を行います（商 § 43 の 14 → 特 § 133 ）。

補正命令に対し、指定期間内に補正がされないときは、審判長は決定により手続（登録異議申立書）を却下します（商 § 43 の 14 → 特 § 133 ）。

補正をすることができない登録異議の申立てと申立却下

不適法な登録異議の申立てであって、その補正をすることができないもの（期間経過、申立ての理由・証拠の実質的記載なし等の登録異議申立書）は、補正を命ずることなく決定により却下します（商 § 43 の 14 → 特 § 135 ）。

上記 の登録異議申立書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所にすることができますが、上記 の却下の決定に対する訴えは、することができません（商 § 63、商 § 43 の 14 、商 § 77 ）。

（5）登録異議の申立ての取下げ

二以上の指定商品・役務について登録異議の申立てをしたときは、指定商品・役務ごとに取り下げることができます（商 § 43 の 11 → 特 § 155 ）。

ただし、登録異議の申立ては、商標登録の取消理由の通知（商 § 43 の 12 ）があった後は、取り下げることができません（商 § 43 の 11 ）。

第 15 節 商標登録異議申立書の書き方

(1) 「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」の欄

「商標登録番号」の欄

(様式見本)

登録異議の申立ての対象とする
商標登録の「商標登録番号」を記
載します。

(例 1)

商標登録第○○○○○○○号

(例 2)

商標登録第○○○○○○○号の○

「指定商品又は指定役務並びに商
品及び役務の区分」の欄

登録商標の指定商品(指定役務)
中、登録異議の申立ての対象とす
る指定商品(指定役務)及びその
区分(類)を記載します。

a. 記載すべき指定商品又は指定役
務が 1 つの区分に属するものであ
るときは、次のように記載します。

例 1 (指定商品の一部を異議申立ての対象とする場合)

第 1 類

指定商品 肥料, 無機工業薬品

例 2 (指定商品のすべてを異議申立ての対象とする場合)

第 1 類

指定商品 全指定商品

b. 記載すべき指定商品又は指定役務が 2 以上の区分に属するときは、次の
ように欄を繰り返し設けて記載します。

例 1 (各区分とも指定商品の一部を異議申立ての対象とする場合)

第 1 類

指定商品 肥料, 無機工業薬品

第 3 類

指定商品 塗料

例 2 (1 区分は指定商品のすべてを、他の 1 区分は指定商品の一部を異議申立ての対象
とする場合)

第 12 類

指定商品 全指定商品

第 37 類

指定役務 自動車の修理又は整備

商標登録異議申立書	
(平成 年 月 日)	
(円) 特許庁長官	殿
1 登録異議の申立てに係る商標登録の表示 商標登録番号 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 第 類 指定商品(指定役務)	
2 商標登録異議申立人 住所(居所) (電話又はファクシミリの番号) 氏名(名称) (印) (国籍)	
3 代理人 住所(居所) (電話番号) (電話又はファクシミリの番号) 氏名(名称) (印)	
4 申立ての理由	
5 証拠方法	
6 添付書類又は添付物件の目録	

(2) 「商標登録異議申立人」の欄

商標登録異議申立人の住所又は居所及び氏名又は名称を記載し、印を押します。ただし、代理人によるときは、押印は不要です。

商標登録異議申立人が法人等の場合、名称の次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押します。

ただし、代理人によるときは、「代表者」の欄及び押印は不要です。

「（国籍）」の欄は、外国人の場合に限り記載します。

ただし、その国籍が、「住所（居所）」の欄に記載した国と同一であるときは、この欄を設けるには及びません。

住所又は居所の記載のつぎに、なるべく連絡先の電話又はファクシミリの番号を記載します。

「識別番号」及び「識別ラベル」の利用はできません。

(3) 「代理人」の欄

代理人の住所又は居所及び氏名又は名称を記載し、印を押します。

ただし、代理人によらないときは、この欄を設けるには及びません。

連絡先の電話又はファクシミリの番号、「識別番号」及び「識別ラベル」については、上記の(2)「商標登録異議申立人」の欄の 、 に同じです。

(4) 「申立ての理由」の欄

「申立ての理由」欄の記載要領は『第16節 「申立ての理由」について』に、具体例は『第17節 「申立ての理由」の具体例』に記しています。

(5) 「証拠方法」の欄

証拠が必要な登録異議の申立てについては、具体的な事実を立証するための証拠方法を記載します。

証拠方法としては、文書、検証物、証人、鑑定人、当事者本人があります。

原本が特許庁に存在する公報、登録原簿等については、謄本（正副）を提出して、原本について特許庁のものを援用することが取扱い上許されています（「審判便覧」34-01）。

文書を証拠とする場合の注意

- a．文書による場合は、該当個所を枠で囲むかアンダーラインを付します。
複数ページからなる文書を証拠とする場合であってその一部を引用するときは、なるべく該当ページに付箋を付します。
- b．証拠が外国文献の場合、必ず該当個所の翻訳文を添付します（商施則 § 22 → 特施則 § 2）。
- c．コピーによる文書を提出する場合は、鮮明なものとしてください。
- d．過度に多くの証拠を添付しないでください。

(6) 「添付書類又は添付物件の目録」の欄

「添付書類の目録」の欄には実際に添付されるものを記載します。

検証物を証拠として提出した場合であってその返還を受けたいときは、その提出のときに提出書類のその表示の項並びに当該物件に「返還請求あり」といった表示をすることが必要です。

(7) 「商標登録異議申立日」

(平成 年 月 日)には、なるべく登録異議申立書を提出する日を記載します。

(8) 手続補正書

手続補正書の様式

商標法施行規則第16条、様式16

(様式見本)

手続補正書作成上の注意

a. 「事件の表示」の欄

登録異議の番号を記載します。

(例)「異議○○○○-○○○○」

b. 「事件との関係」の欄

補正をする者と事件の関係を記載します。

(例)「登録異議申立人」

c. 「補正対象書類名」の欄

補正する書類名を記載します。

(例)「商標登録異議申立書」

d. 「補正対象項目名」の欄

補正する箇所を記載します。

(例1)「申立ての理由」

(例2)「申立ての理由」及び
「証拠方法」

e. 「補正の内容」の欄

補正事項を明確に記載します。

f. その他

1) 住所(居所)、氏名(名称)、「添付書類の目録」欄等の記載方法は、登録異議申立書の記載に準じます。

2) 「識別番号」及び「識別ラベル」は利用できません。

手 続 補 正 書	
特許 印紙	(平成 年 月 日)
(円) 特許庁長官 (特許庁審判長	殿 殿)
1 事件の表示	
2 補正をする者 事件との関係 住所(居所) (電話又はファクシミリの番号) 氏名(名称)	
3 代理人 住所(居所) (電話又はファクシミリの番号) 氏名(名称)	
4 補正対象書類名	
5 補正対象項目名	
6 補正の内容	
7 添付書類の目録	

第 16 節 「申立ての理由」について

1. 「申立ての理由」について

「申立ての理由」は、登録異議申立書に記載しなければならない事項の一つです(商標法第 43 条の 4)。この欄には、商標登録が商標法第 43 条の 2 各号のいずれかに該当する理由についての登録異議申立人の主張・立証を具体的かつ明確に記載します。

2. 「申立ての理由」の要約及び項分けについて

(1) 登録異議申立書の「申立ての理由」をどのように記載するかは、基本的に登録異議申立人の自由に任されていますが、「申立ての理由」の記載内容が整理され、明確であることが登録異議申立人、商標権者、特許庁のいずれにおいても重要であることはいうまでありません。そこで、登録異議申立書における「申立ての理由」の記載内容の整理、明確化を図るため、以下のとおり「申立ての理由」の冒頭に「申立ての理由の要約」を掲げ、また記載内容を項目に分けて(項分け)記載します。

(2) 申立ての理由の要約

登録異議の申立ての審理を行うにあたり、登録異議の申立てがどの指定商品(指定役務)に対し、いかなる根拠条文、証拠及び論理付けで行われているかを迅速かつ的確に把握することが肝要です。申立ての理由の要約は、登録異議の申立てに係る登録商標及びその指定商品(指定役務)、証拠及び申立ての理由の要点等を整理して「申立ての理由」の冒頭に掲げるもので、登録異議申立人の申立ての理由の全体を明確にするために有効です。

(3) 項分け

「申立ての理由」の欄については、商標法第 43 条の 2 各号の一に該当する具体的な理由を明確に記載する方法として、項分け記載を推奨します。

これによれば、登録異議申立人は要点整理を行いながら、登録異議申立人の主張が客観的に認識し得るように、登録異議申立書を作成できるという点で有用です。また、審理上も、必要な箇所の把握を容易かつ正確なものとし、記載内容の整理、明確化が図れること等から、この項分け記載をすることが望ましいものです。

3. 「申立ての理由」の記載要領

(1) 「申立ての理由」中に記載すべき項目の例

申立ての理由の要約

手続の経緯

申立ての根拠(商標登録を取り消すべき法律上の根拠)

具体的理由(商標登録を取り消すべき理由)

結び

(2) 各項目の記載要領

申立ての理由の要約

この項には、申立ての理由を整理し、簡潔に記載します。例えば、登録異議の申立てに係る商標登録（以下、「本件商標登録」という。）と証拠の商標、各々の指定商品等を対比できるように、表形式で作成します。

また、表の上部に、申立ての理由の根拠条文を記載します。

手続の経緯

出願から商標権の設定の登録に至るまでの経緯（出願日、登録日等）を記載します。この項は「申立ての理由の要約」に記載することもできます。

申立ての根拠

本件商標登録を取り消すべき法律上の根拠（商 § 43 の 2 各号のいずれに該当するか）を証拠の表示とともに記載します。

具体的理由（商標登録を取り消すべき理由）

本件商標登録を取り消すべき理由を、法律上の根拠、証拠の提示とともに具体的（申立て理由の要約に記載した理由を詳細に）に記述します。

ただし、記述にあたっては、冗長とならないように留意します。例えば、商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当することを理由とする場合、次のような項目について記述します。

a . 本件商標登録について

本件商標登録に係る商標（以下、「本件登録商標」という。）及びその指定商品(指定役務)並びに商品(役務)の区分等について記述します。

b . 引用商標について

登録異議の申立てにおいて引用する登録商標（以下、「引用商標」という。）及びその指定商品（指定役務）並びに商品（役務）の区分等について記述します。

c . 本件登録商標と引用商標との対比

上記 a .、b . に基づき、本件登録商標と引用商標とを対比して、商標の類否、指定商品の類否等を明確にし、本件登録商標が商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当するものであるから、商標登録を受けることができないものである理由を明らかにします。

なお、取引の実情等について主張するときは、証拠の提示とともに具体的かつ明確に記載します。

むすび

登録異議の申立てを理由づける結論として、本件商標登録には取消しの理由が存在し、これを取り消すべきものである旨を記載します。

第 1 7 節 「申立ての理由」の具体例

例 1 .商標法第 3 条第 1 項第 3 号及び同法第 4 条第 1 項第 1 6 号に該当することを申立ての理由とする場合

4 . 申立ての理由

(1) 申立ての理由の要約

商標法第 3 条第 1 項第 3 号（商標法第 4 3 条の 2 第 1 号）

商標法第 4 条第 1 項第 1 6 号（商標法第 4 3 条の 2 第 1 号）

	本件商標登録 商標登録第○○○○○○○○号	証 拠
商 標	○ ○	甲第 2 号証（日本酒 × × ） 45頁、47頁、50頁、51頁、.. × × について ○ ○ を使用 甲第 3 号証（酒の × × × × ） 102頁、104頁、150頁、.. ... 「 ○ ○ 」 の語が.. 甲第 4 号証（商品カタログ）
指 定 商 品 ・ 区 分	第33類 「日本酒，洋酒」	
手 続 の 経 緯	出願日 平成 × 年 × 月 × 日 登録日 平成 × 年 × 月 × 日 公報発行日 平成 × 年 × 月 × 日 (商第○○○○○○○○号公報)	
理 由 の 要 点	本件商標は、「 ○ ○ 」の漢字を普通に用いられる方法で表示したにすぎないから、指定商品中「 ○ ○ の日本酒」に使用しても商品の品質を表示するにすぎず、自他商品識別標識として機能を果たし得ない。また、該商品以外の商品に使用するときには商品の品質の誤認を生じさせるおそれがある。	

(2) 申立ての根拠

本件登録第○○○○○○号商標(以下、「本件登録商標」という。)は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するものであるから、本件商標登録は商標法第43条の2第1号の規定により取り消されるべきである。

(3) 具体的理由

本件登録商標について

本件登録商標は、「○○」の漢字を普通に用いられる方法で横書してなり、第33類「日本酒、洋酒」を指定商品として、……ものである。

登録商標について

……日本酒を取り扱う業界において、「○○」の語は、「××・××の酒」を表示するものとして普通に使用されている事実がある(甲第1号証ないし同3号証)。

第3条第1項第3号、第4条第1項第16号について

本件登録商標をその指定商品中「○○の日本酒」に使用しても、これに接する取引者、需要者は、単に商品の品質を表示した語と認識するに止まるから、該文字は自他商品識別標識としての機能を果たし得ないものというべきであり、かつ、上記以外の商品に使用するときは、商品の品質について誤認を生ずるおそれがある。

(4) むすび

したがって、本件商標登録に係る商標は、商標法第3条第1項第3号及び同第4条第1項第16号に該当し商標登録を受けることができないものであるから、本件商標登録は商標法第43条の3第2項の規定により取り消されるべきものである。

5. 証拠方法

(1) 甲第1号証 ○○……

・
・

例２．商標法第４条第１項第１１号に該当することを申立ての理由とする場合

４．申立ての理由

(１) 申立ての理由の要約

商標法第４条第１項第１１号（商標法第４３条の２第１号）

	本件商標登録（甲第１号証） 商標登録第○○○○○○○号	証拠（甲第２号証） 商標登録第○○○○○○○号
商 標	○○○	×× (図) (注)文字と図の結合商標
指 定 商 品 ・ 区 分	第○○類 「○○,○○○,○○,○○○」	第○○類 「○○,○○○,○○,○○○」
手 続 き の 経 緯	出願日 平成××年×月×日 登録日 平成××年×月×日 公報発行日 平成××年×月×日 (商第○○○○○○○号公報)	出願日 平成××年×月×日 公告日 平成××年×月×日 (商公平 ○-○○○○号公報) 登録日 平成××年×月×日
理 由 の 要 点	本件登録商標は片仮名文字よりなるものであるから「○○○」の称呼を生ずる。これに対し、甲第２号証の商標は「××」文字部分より「○○○」の称呼を生ずるものであるから、両商標は「○○○」の称呼を共通にする類似のものである。 また、本件登録商標と甲第２号証の商標は、その指定商品も同一又は類似のものである。	

商標法第4条第1項第11号（商標法第43条の2第1号）

	証拠（甲第3号証） 商標登録第○○○○○○○号	
商標		
指定商品・区分	第○○類 「○○,○○○,○○,○○○」	
手続きの経緯	出願日 平成××年×月×日 公告日 平成××年×月×日 （商公平 ○-○○○○号公報） 登録日 平成××年×月×日	
理由の要点	本件登録商標はその構成から「○○○」の称呼を生ずる。他方、甲第3号証の商標は、その構成からして「○○○」の称呼をも生ずるものであるから、両者は称呼を共通にする類似のものであり、その指定商品も同一又は類似のものである。	

(2) 申立ての根拠

(例 1)

条文 商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号 (商標法第 4 3 条の 2 第 1 項第 1 号)

証拠 甲第 1 号証、甲第 2 号証、甲第 3 号証

(例 2)

本件登録第○○○○○○○号に係る商標(以下、「本件登録商標」という。)は、証拠(甲第 2、3 号証)から明らかなように、商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当するものであるから、同法第 4 3 条の 3 第 2 項によって取り消されるべきものである。

(3) 具体的理由

本件登録商標について

本件登録商標は、「○○○」の片仮名文字を横書きしてなり、第○○類「○○,○○」を指定商品として平成××年×月××日登録出願、平成××年×月×日設定登録されたものである。(甲第 1 号証)

証拠について

1) 甲第 2 号証について

登録異議申立人が証拠(甲第 2 号証)として引用する登録第○○○○○○○号商標は、「××」の漢字を横書きし、その下に…の図形を表してなり、第○○類「○○,○○」を指定商品として平成×年××月××日登録出願、平成×年×月×日設定登録され、現に有効に存続しているものである。

2) 甲第 3 号証について

.....
.....

商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号について

1) 本件登録商標と甲第 2 号証との対比

本件登録商標は、「○○○」の片仮名文字を書してなるものであるから、これより「○○○」の称呼を生ずること明らかである。

他方、登録異議申立人が引用する登録第○○○○○○○号商標は、「××」の漢字と……の図形からなるものであるが、……から、「××」の漢字に相応する「○○○」の称呼をも生ずるものである。

してみれば、本件登録商標と登録第○○○○○○○号商標は、共に「○○○」の称呼を生ずること明らかであるから、その称呼において類似の商標である。

そして、本件登録商標と登録第○○○○○○○号商標の指定商品は、前記したとおりであるから、同一又は類似のものである。

したがって、本件登録商標は、商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号の規定に

違反して登録されたものである。

2) 本件登録商標と甲第3号証との対比

.....
.....

(4) むすび

前記したとおり、本件登録商標は、甲第2号証及び甲第3号証の登録商標と類似のものであり、また、その指定商品も同一又は類似のものである。

したがって、本件商標登録は、商標法第4条第1項第11号に違反して登録されたものであるから、商標法第43条の3第2項の規定により取り消されるべきものである。

5. 証拠方法

(1) 甲第1号証 ○○○……

例3．商標法第4条第1項第11号及び同第4条第1項第15号に該当することを申立ての理由とする場合

4．申立ての理由

(1) 申立ての理由の要約

商標法第4条第1項第11号（商標法第43条の2第1号）

商標法第4条第1項第15号（商標法第43条の2第1号）

	本件商標登録（甲第1号証） 商標登録第○○○○○○○○号 （以下、「本件商標」という）	証拠（甲第2号証） 商標登録第○○○○○○○○号 （以下、「引用商標」という）
商標	（図） A B C	（図）
指定商品・区分	第○○類 「○○,○○○,○○,○○○・・ ・・○,○○○,○○,○○○」	第○○類 「○○,○○○,○○,○○○」
手続きの経緯	出願日 平成×年×月×日 登録日 平成×年×月×日 公報発行日 平成×年×月×日 （商第○○○○○○号公報）	出願日 平成×年×月×日 公告日 平成×年×月×日 （商公平 ○ - ○○○号公報） 登録日 平成×年×月×日
理由の要点	1)商標法第4条第1項第11号について 本件商標は、その図形部分より、「○○」の称呼、觀念を、引用商標は、○○の図形よりなるものであるから、「○○」の称呼、觀念を生ずるものである。したがって、本件商標と引用商標とは、共に「○○」の称呼、觀念を共通にする類似のものである。 また、指定商品も互いに抵触するものである。 2)商標法第4条第1項第15号について 引用商標は、申立人の商標として、広く一般に知られている（甲第3号証ないし甲第5号証）から、これと類似する本件商標がその指定商品に使用された場合、商品の出所について混同を生ずるおそれがある。	

(2) 申立ての根拠

(例 1)

条文 商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号 (商標法第 4 3 条の 2 第 1 項第 1 号)

商標法第 4 条第 1 項第 1 5 号 (商標法第 4 3 条の 2 第 1 項第 1 号)

証拠 甲第 1 号証ないし甲第 5 号証

(例 2)

本件商標は、証拠(甲第 1 号証ないし甲第 5 号証)から明らかなように、商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号及び同第 4 条第 1 項第 1 5 号に該当するものであるから、同法第 4 3 条の 2 第 1 号により、取り消されるべきものである。

(3) 具体的理由

(第 4 条第 1 項第 1 1 号について)

本件商標は、取引上、商標権者の名称の一部と目されるところの「ABC」の文字を下部に左書きし、上部にはその中央に写実的な〇〇の図形を顕著に表示し、これに装飾的な模様をほどこしてなるものであって、上記〇〇の図形もまた十分に商品の識別標識として認識され得るものであるから、該図形部分より「〇〇」の称呼、觀念を生ずるものである。

これに対し引用商標は、〇〇の図形よりなること明らかであるから、これより「〇〇」の称呼、觀念を生ずるものとするのが取引の実情に即して妥当である。

したがって、本件商標と引用商標とは、共に「〇〇」の称呼、觀念を共通にするものである。

そして、本件商標と引用商標の指定商品は、同一又は類似のものである。

(第 4 条第 1 項第 1 5 号について)

申立人は、19××年創業以来、商品「×××」及び「」について、「〇〇」と明らかに認識しうる図形若しくは「〇〇」と容易に称呼しうる文字からなる商標又はこれらの結合からなる商標を広く使用し今日に至っており、商品「〇〇〇」の我が国における市場占有率も極めて大きい。したがって、本件指定商品の分野の需要者は、「〇〇」の図形からなる本件商標が、本件指定商品について使用された場合には、申立人の業務に係る商品と出所の混同を生ずるおそれがあることは明らかである。

(4) むすび

(第4条第1項第11号について)

本件商標と引用商標とは、「○○」の称呼、觀念を共通にする類似の商標であり、また、その指定商品も同一又は類似のものである。したがって、本件商標登録は商標法第4条第1項第11号に違反してなされたものであるから、取り消されるべきである。

(第4条第1項第15号について)

本件商標が本件指定商品に使用された場合、その商品の需要者が申立人の業務に係る商品と出所について混同するおそれがある。したがって、本件商標登録は、商標法第4条第1項第15号の規定に違反してなされたものであるから、商標法第43条の3第2項の規定により取り消されるべきである。

5. 証拠方法

- (1) 甲第1号証 本件商標(登録第○○○○○○○号商標掲載公報)(写)
- (2) 甲第2号証 商標登録第○○○○○○○号 登録原簿及び商標公報(写)
- (3) 甲第3号証 ○○○○カタログ
- (4) 甲第4号証 雑誌「○○○○」広告ページ(写)
- (5) 甲第5号証 ○○○○

6. 添付書類の目録

- | | | |
|-------------|----|----|
| (1) 登録異議申立書 | 副本 | 2通 |
| (2) 委任状 | | 1通 |

